

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付2.6%~3.7%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.65%
(H25.3.1現在)

B_{net} March

IT情報誌

4月1日より改正労働契約法施行

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され4月より施行されます。有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されています。

有期労働契約について、労働契約法に右記の3つのルールが規定されます。有期労働契約とは、1年契約や6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パートやアルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託社員など様々な言い方で呼ばれていますが、このような有期労働契約で働くすべての人が、新しいルールの対象となります。

①「無期労働契約への転換」

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

②「雇止め法理の法定化」

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

③「不合理な労働条件の禁止」

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

詳細は伊丹労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

労災保険の特別加入制度について

労災保険は、「労働者」の業務上及び通勤途上の災害について補償する保険となっています。

個人事業主や会社の社長・役員等は一般的には労働者にあたらなため労災保険を適用することができません。しかし、労働者でない個人事業主や会社の社長でも労災保険に特別に加入する制度があります。これが特別加入といわれるもので、加入することによって、労災保険の適用を受けることができます。商工会では、特別加入制度を取扱っておりますので、ご相談ください。ただし一人親方で自営されておられる方の加入については、建築関係の業種に限ります。詳細は商工会へお問い合わせ下さい。

消費税の確定申告期限が迫っています

消費税の課税事業者である個人事業者の方は、平成24年度分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限が4月1日となっています。

提出・納付忘れなにかご確認を下さい。

尚、振替納税をされている方の口座振替日は、4月24日となっております。

2013いながわ桜まつりの開催

4月7日(日)に原・松尾台地区の桜並木を利用した観光地域振興イベント「2013いながわ桜まつり」を開催致します。今回は町道原一広根線に一部車両通行規制を行い歩行者天国とします。

道路上に設置されたテントブースでは、会員事業所や各種団体によるPRや模擬店もありイベントを盛り上げます。

また特設ステージでは、音楽イベントやクイズ大会なども実施されます。商工会のみならず、他団体・行政・地域が連携をもった協働イベントとしておりますのでぜひともご参加下さい。

■主な当日の内容

- 会員事業所や各種団体による模擬店など
- 特設ステージでの演奏やダンス
- 桜ウォークラリーの実施
- 桜街道のライトアップ(点灯は4/1-4/14)

※(お礼)桜まつりの提灯協賛には多数のご協力を賜りありがとうございました。4月1日から14日まで、18時-21時の時間帯で提灯を点灯させていますので、ご鑑賞下さい。

事業主の退職金の確保は国の小規模企業共済制度で!

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる国の共済制度です。

- 国がつくった「経営者の退職金制度」です
- 個人事業主や会社等の役員の方などが加入できます。
- 毎月の掛金は、全額所得控除となります。